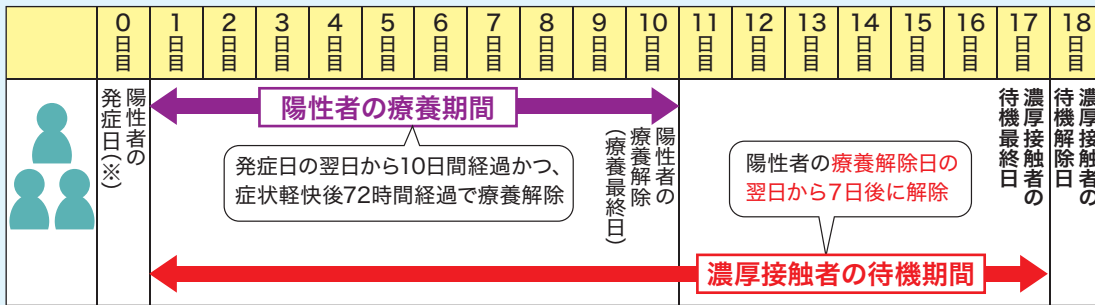


濃厚接触者（陽性者と生活を共にする家族や同居者）の待機期間の考え方について

(令和4年2月2日時点)

■従来の取扱い（居宅内で感染対策を行わない場合は従来の取扱い）



濃厚接触者は、待機解除後も、「陽性者の療養解除日の翌日から10日目まで」は自分で健康管理が必要です

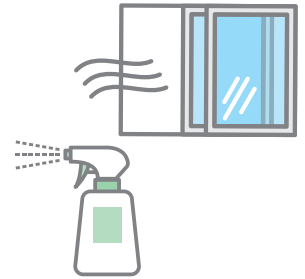
※ 陽性者が診断時点で無症状の場合は検体採取日

【注意】居宅内で新たに陽性者が発生した場合、濃厚接触者の待機解除日は、最も遅い陽性者の療養解除日の翌日から7日後になります。

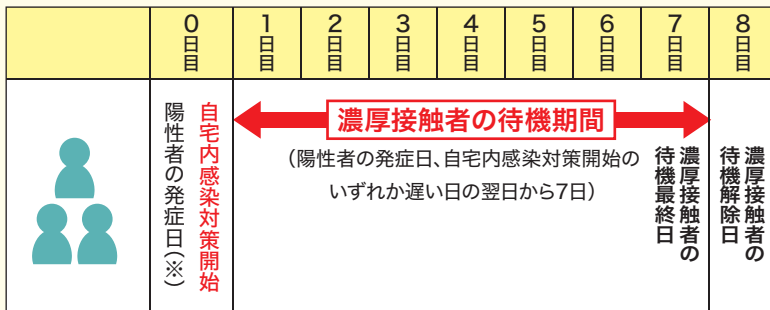


居宅内で感染対策※を行った場合、濃厚接触者としての待機期間が短縮

※ 日常生活を送る上で可能な範囲でのマスク着用、手洗い、手指消毒の実施、物資等の共有を避ける、消毒等の実施などをいいます。



■居宅内で感染対策を行った場合の取扱い

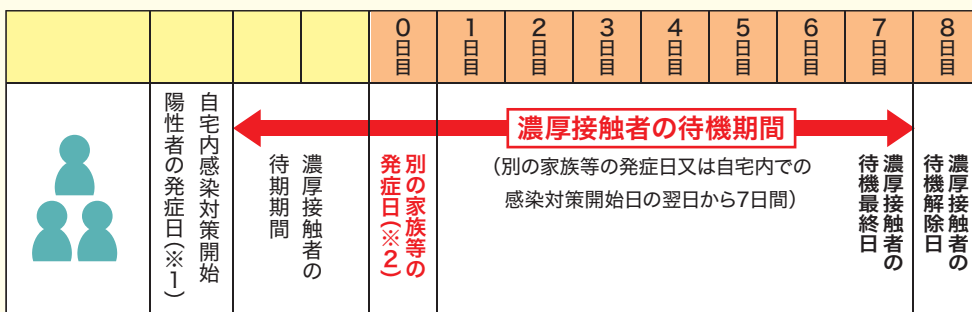


解除後も陽性者の療養が終了するまではご自身で健康管理が必要です

※ 陽性者が診断時点で無症状の場合は検体採取日。

ただし、その後発症した場合は、発症日を0日目として翌日から7日間が待機期間となります。

【注意】待機期間中に居宅内で別の家族等が発症した場合、濃厚接触者の待機期間は、別の家族等の発症日又は自宅内での感染対策開始日のいずれか遅い方の翌日から7日間になります。



解除後も陽性者の療養が終了するまではご自身で健康管理が必要です

※1 陽性者が診断時点で無症状の場合は検体採取日

※2 無症状であった陽性者が発症した場合も、新たな発症者が生じたものとなります。